

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通 関		第6章 通 関	
第3節 一般輸入通関		第3節 一般輸入通関	
(他法令による許可、承認等の確認)		(他法令による許可、承認等の確認)	
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用について、次による。		70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用について、次による。	
(1)～(4) (省略)		(1)～(4) (同左)	
別表第1			
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(リ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(リ) (同左)
(ヌ) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号)	<u>第4条第4項</u> 《登録を受ける義務》 第5条 《仮登録を受ける義務》 第16条の2 《 <u>指定混合肥料</u> の生産業者及びその輸入業者の届出》 第22条 《特殊肥料の輸入業者の届出》 第33条の2 《外国生産肥料の登録及び仮登録》	(1) (省略) (2) 輸入物品が <u>第5条</u> に規定する「 <u>指定混合肥料</u> 」である場合は、当該 <u>指定混合肥料</u> の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し (3) (省略)	<u>第4条第3項</u> 《登録を受ける義務》 第5条 《仮登録を受ける義務》 第16条の2 《 <u>指定混合肥料</u> の生産業者及びその輸入業者の届出》 第22条 《特殊肥料の輸入業者の届出》 第33条の2 《外国生産肥料の登録及び仮登録》

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第33条の4 《外国生 産肥料の輸入》 第35条 《適用の除 外》 (ル)～(ム) (省 略)	(省略)	(省略)	(新設) 第35条 《適用の除 外》 (ル)～(ム) (同 左)	(同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		